

岩手県医療局管理規程第 19 号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 5 月 29 日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>7月</u>から<u>9月</u>までの期間内における原則として週休日、休日及び代休日を除く連続する4日の範囲内の期間</p> <p>(22)～(24) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月</u>から<u>10月</u>までの期間内における原則として週休日、休日及び代休日を除く連続する4日の範囲内の期間</p> <p>(22)～(24) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。